持続可能な観光地に向けた「しりべしサステナブルスタイル」実施要領

１　目的

　 この要領は、恵まれた自然や文化を有する後志地域を「持続可能な観光地」としていくため、後志管内の観光関連事業者及び後志管内を訪れる観光客に対し、環境の負荷を軽減し、地域経済の循環に結びつく取組（しりべしサステナブルスタイル）を提示して、その実践を促すとともに、取組に賛同する観光関連事業者を登録し、情報発信することにより、地域の魅力を高め、持続可能な観光に対する意識の向上を図ることを目的とする。

２ 観光関連事業者

 この要領において、「観光関連事業者」とは、後志管内で営業している宿泊、飲食、土産、交通、アクティビティなど観光関連の事業を行う者とする。

３　しりべしサステナブルスタイルの取組内容

後志総合振興局（以下「振興局」という。）は、観光関連事業者及び後志管内を訪れる観光客に対し、「しりべしサステナブルスタイル」として、次に掲げる取組を促す。

1. 観光関連事業者に促す取組

　　ア　ゴミの削減（マイボトルやアメニティ類などの持参の推奨を含む。）

　　イ　食品ロスの削減（食品廃棄物のリサイクルを含む。）

　　ウ　プラスチックを使用しないアメニティやボトル等の使用

　　エ　省エネ

　　オ　節水

　　カ　連泊時に希望する宿泊者には清掃やリネン交換をしない旨の取組

　　キ　後志管内の食材の地産地消

　　ク　後志管内の地域木材の活用

　　ケ　地域の清掃活動や自然保護活動などへの参加

　　コ　観光客への持続可能な観光に向けた取組の呼びかけ

　　サ　上記以外の持続可能な観光地づくりに結びつく取組

1. 観光客に促す取組

　　ア　ゴミの持ち帰りや分別

　　イ　マイバックの持参

　　ウ　食品ロスの削減

　　エ　マイ箸やマイボトルの持参

　　オ　節電や節水

　　カ　アメニティ類の持参

　　キ　連泊時の清掃やリネン交換不要の意思表示

　　ク　エコドライブ

　　ケ　公共交通機関の利用

　　コ　レンタサイクルなど自転車の利用

４　しりべしサステナブルスタイル取組企業の登録

1. 振興局は、持続可能な観光地づくりの趣旨に賛同し、３（１）に掲げる取組の

　うち３項目以上取り組むこととした観光関連事業者を、「しりべしサステナブルスタイル取組企業」（以下「取組企業」という。）として登録する。

1. 登録を希望する観光関連事業者は、振興局のホームページに掲載する登録フォーム等により、申し込む。
2. 振興局は、申込みのあった内容を確認し、登録の要件を満たしていると認める

ときは、取組企業として登録し、啓発資材を交付する。

５　取組企業の役割

取組企業は、取り組む項目の実践に努めるとともに、観光客に対し、啓発資材の活用等により、３（２）に掲げる取組の周知に努める。

６　取組企業の情報発信

　　振興局は、取組企業の情報及び取組内容について、振興局のホームページへの掲載その他の方法により、広く情報発信を行う。

７　登録の変更・中止

1. 取組企業は、取組内容の変更があったときは、登録フォーム等により振興局に連絡するものとし、振興局はその内容を確認の上、登録内容を変更する。
2. 振興局は、取組企業が事業を廃止したとき、登録の要件を満たしていないとき又は信用を失墜するなど取組企業として適当でないと判断したときは、登録を中止することができる。

８　その他

1. 本事業に係る事務は、後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室が行う。
2. この要領に定めるもののほか、必要な事項は、振興局が別に定める。

　附　則

　この要領は、令和４年12月13日から施行する。